

公立大学法人鳥取環境大学が徴収する料金の上限の認可について

公立大学法人が、授業料、入学金等業務に関する料金を徴収するときには、あらかじめその上限を定めて、設置者の認可を受ける必要があるので、4月1日公立大学法人の設立と同時に認可申請し、設置者の認可を受けることとしたい。

【概要】

1 法人がその業務に関して徴収する料金の範囲

大学の業務に関するものが対象であり、鳥取環境大学で提供している教育内容、他の公立大学の例を踏まえ、「授業料」、「入学金」、「入学検定料」、「証明書発行手数料」について料金の上限を定めることとしたい

2 料金の上限

① 授業料、入学料、入学検定料

- ・他の公立大学法人並の設定とする
- ・なお、入学金については、県内在住者について1/3の割引を行う

② 証明書等交付手数料（卒業証明書、成績証明書など）

県立高校の証明書発行手数料並びとしたい

公立大学法人鳥取環境大学が徴収する授業料等の料金の上限額について

1 授業料、入学料及び検定料

区 分		単 位	金 額
授業料	学部学生及び大学院学生	年額	535,800円
	研究生	月額	29,700円
	科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生	1単位	14,800円
入学料	学部学生及び大学院学生	県内者	1件 188,000円
		県外者	1件 282,000円
	研究生	県内者	1件 56,400円
		県外者	1件 84,600円
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	県内者	1件 18,800円
		県外者	1件 28,200円
検定料	学部学生	1件	17,000円
	大学院学生及び編入学、再入学又は転学に係る学部学生	1件	30,000円
	研究生	1件	9,800円
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	1件	9,800円

※ 県内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
 - (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者
- 県外者とは、県内者以外の者をいう。

2 証明書交付手数料（在学生を除く）

区 分	単 位	金 額
証明書交付 卒業証明書 成績証明書 単位習得証明書 修了証明書 その他の証明書	1件	420円